

## 有機農産物の日本農林規格等の一部改正案について

令和元年12月27日  
農 林 水 産 省

有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）について、ゲノム編集技術を用いて生産されたものを使用できないことを明確にするため、各規格の第3条において定義する用語「組換えDNA技術」を、「遺伝子操作・組換え技術」へ変更する改正を行う。